

契約前のチェックリスト

該当項目を
チェック!

その契約は必要ですか？内容をよく確認しましょう！

- 何をいくつ買うか、どのようなサービスを受けるか明確ですか？
- 代金はいくらですか？他に今後支払う費用はないですか？
- 分割払いの場合、支払総額と支払回数、期間を把握していますか？
- 口頭での説明や約束事、契約についての条項は、契約書に書いていますか？
- ネットショッピングなどの通信販売の場合、解約や返品ができるかどうか、できる場合の条件について確認しましたか？
- 事業者の名称、住所、電話番号、代表者名は確認しましたか？
- 他社の同種の商品やサービスと、品質や価格を比べて検討しましたか？
- セールストークや広告の「イメージ写真」「体験談」などに惑わされていませんか？
- 定期購入を条件に、初回だけ商品を安く購入できる契約ではありませんか？
- 本当に、今必要な商品・サービスですか？
- 家族や知人、消費生活センター等に相談しなくて大丈夫ですか？



高知県立消費生活センター TEL:088-824-0999

相談時間/日～金曜日 9:00～16:45 (土曜・祝日・年末年始除く)
〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地 男女共同参画センター「ソーレ」2階
FAX:088-822-5619

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/> 高知県立消費生活センター

消費者ホットライン TEL:188 お住まいの近くの消費生活センターなどの相談窓口につながります。

消費生活センターでは、買い物・契約のトラブル、製品事故や多重債務等、消費生活全般についてご相談をお受けします。ご相談の前にメモや関係資料をお手元に！

○買い物(契約)した日時、場所 ○事業者名 ○商品名 ○契約書などの資料

シルバー向け

くまっただあちゃんと学ぼう!

高知県立消費生活センター

消費者トラブル



契約ってどんなもの？

- 「契約」とは、法的な責任をとる約束事のこと。
- 契約書がなくても、「売ります」「買います」というお互いの合意があれば契約は成立します。例えば……コンビニで食品を買う(物品の売買契約)、電車やバスに乗る(旅客運送契約)
- 一度結んだ契約は、一方の都合で勝手に解消できません。解約するにはお互いの合意が必要になり、違約金が発生することもあります。

学ぼう！ 消費者トラブル

通信販売

「一回だけのお試しのつもりが、定期購入になっていた！」「商品が届かない」「電話が繋がらない」などのトラブルが増えています。

アドバイス

通信販売では、クーリング・オフができないので注意！
注文する前に、購入・解約の条件・返品特約の有無などをよく確認！



訪問販売・点検商法

事業者が来訪し、「屋根や外壁が傷んでいる、今なら安くできるので工事をしないか」などと言って契約をさせられた。「火災保険を使えば自己負担0円で屋根の修理ができる」と言って、修理とは別に保険代行の手数料を請求された。

アドバイス

「今日中に！」などと契約を急がせる事業者は要注意！
その場で決めず、家族や周囲の人にまず相談を！
複数の事業者から見積りをもらう。
火災保険での修理を持ちかけられても、適用になるとは限らないので注意！



不審メール・架空請求・還付金詐欺

○「あなただけが選ばれた」「当選したのでお知らせします」などというメールが届き、特別、有利であることを強調して商品やサービスを契約させたり、当選金などのお金を受け取るための手数料等の名目で費用を請求する手口。

○メールで、「未払いの料金がある」「〇〇の手数料」などと送りお金をだまし取ったり、市町村職員になりすまし、税金や医療費の還付があると言って電話でATMへ誘導しお金を振込ませる手口。

アドバイス

●慌てて事業者に連絡しない！こちらから連絡すると相手に個人情報を知らせることになります。
●身に覚えがなければ、支払い義務はありません。



気をつけよう！ 悪質商法

電気料金・インターネット回線

電気料金やインターネット回線について、契約中の事業者から電話勧誘を受けたと思い、事業者の言うとおりに情報を伝えたところ、契約先が切り替わっていた！

アドバイス

事業者名や内容をよく確認し、必要がなければきっぱり断る！
知らない事業者に明細等の情報を教えない！



パソコンのニセ警告

パソコンでサイト閲覧中に突然、警告音や警告メッセージが流れ、「ウイルスに感染しています」という警告画面が表示された。表示された番号に電話するとサポート費用としてプリペイドカードで5万円を求められ、支払ってしまった！

アドバイス

偽の警告画面が出て慌てず、電話をしないでください！
画面を閉じるだけで問題は解消されます。画面が消えない場合は、強制終了するか、パソコンを再起動させてください！



悪質業者から身を守るための5カ条

- 1 おいしい話は、まず疑う。
- 2 知らない業者は、家の中に入れない。
- 3 「いりません」は、はっきりと。
- 4 個人情報、教えない。
- 5 即決しない。契約前に身近な人にまず相談！

その契約、取り消せるかも??

いったん契約してしまっても、法律で定められた期間内であれば無条件で契約を解除できる「クーリング・オフ」制度や、不適切な勧誘行為があった場合に契約を取り消すことができる法律があります。全ての契約に適用できるわけではありませんが、「だまされた自分が悪い」と泣き寝入りするのは禁物。

できるだけ早く消費生活センターに相談しましょう！

